

工場誘致審議会の概要

1 会議名

令和3年度第1回南相馬市工場誘致審議会

2 開催日時

令和3年6月4日（金）13時30分から14時30分

3 開催場所

南相馬市役所東庁舎 2階 第1会議室

4 諮問案件

南相馬市企業立地促進条例に基づく事業者の指定について

5 指定申請事業者

日本オートマチックマシン株式会社

6 答申結果

指定事業者として適正である

7 非公開理由

南相馬市情報公開条例第7条第3号（法人等情報）

8 問合せ先

経済部商工労政課企業支援係

《参考》

南相馬市企業立地促進条例

（奨励措置対象者）

第3条 奨励措置の対象となる事業者は、別表の要件を満たす者で、市長が指定した事業者（以下「指定事業者」という。）とする。

（指定事業者の申請）

第5条 第3条の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、南相馬市工場誘致審議会に諮問し、あらかじめ意見を聴かななければならない。